

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{ナリッカ} 奈良日化サービス株式会社 ^{カシキカイヤ}
 住所 〒639-1053 大和郡山市千日町25番地の2
 代表者氏名 代表取締役 ^イ井戸 ^{カズキ}和之
 電話番号 0743-55-0437
 FAX番号 0743-55-0438
 メールアドレス kooriyama@nara-nikka.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 19 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 ^{な ら に っ か} 奈良日化サービス株式会社

住 所 〒639-1053

大和郡山市千日町25番地の2

代表者氏名 代表取締役 ^{い ど} 井戸 ^{か ず ゆ き} 和之



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	^{な ら に っ か} 奈良日化サービス株式会社		
住 所	〒630-1053 大和郡山市千日町25-2		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ^{い ど} 井戸 ^{か ず ゆ き} 和之		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名	取締役 上田浩男 取締役 岩前光哉 監査役 高島明德	退職 退職 監査役 井戸恵津子 取締役 中道俊治 取締役 井戸直久	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 奈良県大和郡山市千日町25番地の2
住 所 奈良日化サービス株式会社
代表者氏名 代表取締役 井戸和之



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市千日町25番地の2
奈良日化サービス株式会社

会社法人等番号	1500-01-005974	
商号	奈良日化サービス株式会社	
本店	奈良県大和郡山市外川町319番1	
	奈良県大和郡山市千日町25番地の2	平成 6年11月30日移転
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成3年4月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調設備機器・給排水設備機器・浴槽、浴槽釜・便槽、便器、浄化槽・貯水槽・ガス器具・厨房機器・洗面化粧台・鍵、錠・家庭用電気器具、照明器具・電話インターホン製品の販売、施工及び保守管理 2. 産業廃棄物処理に関する業務 3. 土木工事及び建築工事の設計並びに施工 4. 水道水循環設備機器の施工及び保守管理 5. 前各号に附帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	1600株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記	
資本金の額	金3000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	

奈良県大和郡山市千日町25番地の2
奈良日化サービス株式会社

役員に関する事項	取締役	<u>井戸正悟</u>	平成28年 5月26日重任	
			平成28年 6月 3日登記	
			平成30年 5月25日重任	
			平成30年 5月30日登記	
			令和 2年 5月22日重任	
			令和 2年 6月 1日登記	
	取締役	<u>上田浩男</u>	平成28年 5月26日重任	
			平成28年 6月 3日登記	
			平成30年 5月25日退任	
			平成30年 5月30日登記	
	取締役	<u>井戸恵津子</u>	平成28年 5月26日重任	
			平成28年 6月 3日登記	
			平成30年 5月25日退任	
			平成30年 5月30日登記	
	取締役	<u>中道俊治</u>	平成28年 5月26日重任	
			平成28年 6月 3日登記	
		取締役	<u>中道俊治</u>	平成30年 5月25日重任
				平成30年 5月30日登記
		取締役	中道俊治	令和 2年 5月22日重任
				令和 2年 6月 1日登記
取締役	<u>井戸和之</u>	平成28年 5月26日重任		
		平成28年 6月 3日登記		
	取締役	<u>井戸和之</u>	平成30年 5月25日重任	
			平成30年 5月30日登記	
	取締役	井戸和之	令和 2年 5月22日重任	
			令和 2年 6月 1日登記	

取締役	井戸直久	平成30年 5月25日就任
		平成30年 5月30日登記
取締役	井戸直久	令和 2年 5月22日重任
		令和 2年 6月 1日登記
奈良県大和郡山市千日町6番地8 代表取締役	井戸正悟	平成28年 5月26日重任
		平成28年 6月 3日登記
奈良県大和郡山市千日町6番地8 代表取締役	井戸正悟	平成30年 5月25日重任
		平成30年 5月30日登記
奈良県大和郡山市千日町6番地8 代表取締役	井戸正悟	令和 2年 5月22日重任
		令和 2年 6月 1日登記
奈良県生駒市壱分町912番地 代表取締役	上田浩男	平成28年 5月26日重任
		平成28年 6月 3日登記
		平成30年 5月25日退任
		平成30年 5月30日登記
奈良県大和郡山市千日町6番地8 代表取締役	井戸和之	平成30年 5月25日就任
		平成30年 5月30日登記
奈良県大和郡山市千日町6番地8 代表取締役	井戸和之	令和 2年 5月22日重任
		令和 2年 6月 1日登記
監査役	高島明德	平成27年 5月25日重任
		平成27年 6月 2日登記
		平成30年 5月25日辞任
		平成30年 5月30日登記
監査役	井戸恵津子	平成30年 5月25日就任
		平成30年 5月30日登記
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成27年 6月 2日登記

奈良県大和郡山市千日町25番地の2
奈良日化サービス株式会社

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年8月16日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和2年6月10日
奈良地方法務局
登記官

南 英 樹

